

- 3 (略)
- 4 放射性粒子照射（本数に関係なく） (略)
- 注1～5 (略)
- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を専ら担当する常勤の歯科医師が画像誘導密封小線源治療（IGBT）（2のイに係るものに限る。）を行った場合には、画像誘導密封小線源治療加算として、一連につき1,200点を所定点数に加算する。

L004 (略)

第2節 (略)

第12部 歯冠修復及び欠損補綴

通則

1～3 (略)

4 6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者に対して、第12部に掲げる歯冠修復及び欠損補綴を行った場合は、全身麻酔下で行った場合を除き、次に掲げる点数を、それぞれ当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に加算する。ただし、通則第6号又は第7号に掲げる加算を算定する場合は、この限りでない。

イ 区分番号M003（2のロ及びハに限る。）に掲げる印象採得、区分番号M003-3に掲げる咬合印象、区分番号M006（2のロに限る。）に掲げる咬合採得又は区分番号M030に掲げる有床義歯内面適合法を行った場合
所定点数の100分の70に相当する点数

ロ 歯冠修復及び欠損補綴（区分番号M000からM000-3まで、M003（2のロ及びハに限る。）、M003-3、区分番号M006（2のロに限る。）、M010、M011、M015、M015-2、M017からM02

- 3 (略)
- 4 放射性粒子照射（本数に関係なく） (略)
- 注1～5 (略)
- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を専ら担当する常勤の歯科医師が画像誘導密封小線源治療（IGBT）（2のイに係るものに限る。）を行った場合には、画像誘導密封小線源治療加算として、一連につき300点を所定点数に加算する。

L004 (略)

第2節 (略)

第12部 歯冠修復及び欠損補綴

通則

1～3 (略)

4 6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者に対して、第12部に掲げる歯冠修復及び欠損補綴を行った場合は、全身麻酔下で行った場合を除き、次に掲げる点数を、それぞれ当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に加算する。ただし、通則第6号又は第7号に掲げる加算を算定する場合は、この限りでない。

イ 区分番号M003（2のロ及びハに限る。）に掲げる印象採得、区分番号M006（2のロに限る。）に掲げる咬合採得又は区分番号M030に掲げる有床義歯内面適合法を行った場合
所定点数の100分の70に相当する点数

ロ 歯冠修復及び欠損補綴（区分番号M000からM000-3まで、M003（2のロ及びハに限る。）、区分番号M006（2のロに限る。）、M010、M011、M015、M015-2、M017からM026まで及びM0

6まで及びM030を除く。)を行った場合

所定点数の100分の50に相当する点数

5 (略)

6 区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料を算定する患者であって、同注6に規定する加算を算定しないものに対して、歯科訪問診療時に第12部に掲げる歯冠修復及び欠損補綴を行った場合は、次に掲げる点数を、それぞれ当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に加算する。

イ 区分番号M003(2の口及びハに限る。)に掲げる印象採得、区分番号M003-3に掲げる咬合印象、区分番号M006(2の口に限る。)に掲げる咬合採得又は区分番号M030に掲げる有床義歯内面適合法を行った場合

所定点数の100分の70に相当する点数

ロ (略)

7 区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料及び同注6に規定する加算を算定する患者に対して、歯科訪問診療時に第12部に掲げる歯冠修復及び欠損補綴を行った場合は、次に掲げる点数を、それぞれ当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に加算する。

イ 区分番号M003(2の口及びハに限る。)に掲げる印象採得、区分番号M003-3に掲げる咬合印象、区分番号M006(2の口に限る。)に掲げる咬合採得又は区分番号M030に掲げる有床義歯内面適合法を行った場合

所定点数の100分の70に相当する点数

ロ 歯冠修復及び欠損補綴(区分番号M000からM000-3まで、M003(2の口及びハに限る。)、M003-3、M006(2の口に限る。)、M010、M011、M015、M015-2、M017からM026まで及びM030を除く。)を行った場合

所定点数の100分の50に相当する点数

8・9 (略)

30を除く。)を行った場合

所定点数の100分の50に相当する点数

5 (略)

6 区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料を算定する患者であって、同注6に規定する加算を算定しないものに対して、歯科訪問診療時に第12部に掲げる歯冠修復及び欠損補綴を行った場合は、次に掲げる点数を、それぞれ当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に加算する。

イ 区分番号M003(2の口及びハに限る。)に掲げる印象採得、区分番号M006(2の口に限る。)に掲げる咬合採得又は区分番号M030に掲げる有床義歯内面適合法を行った場合

所定点数の100分の70に相当する点数

ロ (略)

7 区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料及び同注6に規定する加算を算定する患者に対して、歯科訪問診療時に第12部に掲げる歯冠修復及び欠損補綴を行った場合は、次に掲げる点数を、それぞれ当該歯冠修復及び欠損補綴の所定点数に加算する。

イ 区分番号M003(2の口及びハに限る。)に掲げる印象採得、区分番号M006(2の口に限る。)に掲げる咬合採得又は区分番号M030に掲げる有床義歯内面適合法を行った場合

所定点数の100分の70に相当する点数

ロ 歯冠修復及び欠損補綴(区分番号M000からM000-3まで、M003(2の口及びハに限る。)、M006(2の口に限る。)、M010、M011、M015、M015-2、M017からM026まで及びM030を除く。)を行った場合

所定点数の100分の50に相当する点数

8・9 (略)

第1節 歯冠修復及び欠損補綴料

区分

(歯冠修復及び欠損補綴診療料)

M000～M000-3	(略)	
M001	歯冠形成(1歯につき)	
1	生活歯歯冠形成	
	イ・ロ (略)	
	ハ 既製冠	(略)
2	失活歯歯冠形成	
	イ・ロ (略)	
	ハ 既製冠	(略)
3	(略)	
	注1～11 (略)	
M001-2	う蝕歯即時充填形成(1歯につき)	128点
	注1・2 (略)	
M001-3・M002	(略)	
M002-2	支台築造印象(1歯につき)	34点
	注 (略)	
M003・M003-2	(略)	
M003-3	咬合印象	140点
M004	(略)	
M005	装着	
	1～3 (略)	
	注1 (略)	
	2 接着ブリッジを装着する際に、歯質に対する 接着性を向上させることを目的に内面処理を行 った場合は、接着冠ごとに45点を所定点数に加 算する。	
	3 (略)	
M005-2～M008	(略)	
	(歯冠修復)	

第1節 歯冠修復及び欠損補綴料

区分

(歯冠修復及び欠損補綴診療料)

M000～M000-3	(略)	
M001	歯冠形成(1歯につき)	
1	生活歯歯冠形成	
	イ・ロ (略)	
	ハ 乳歯金属冠	(略)
2	失活歯歯冠形成	
	イ・ロ (略)	
	ハ 乳歯金属冠	(略)
3	(略)	
	注1～11 (略)	
M001-2	う蝕歯即時充填形成(1歯につき)	126点
	注1・2 (略)	
M001-3・M002	(略)	
M002-2	支台築造印象(1歯につき)	32点
	注 (略)	
M003・M003-2	(略)	
	(新設)	
M004	(略)	
M005	装着	
	1～3 (略)	
	注1 (略)	
	(新設)	
	2 (略)	
M005-2～M008	(略)	
	(歯冠修復)	

M009	充填（1歯につき）	
	1 充填1	
	イ 単純なもの	<u>106点</u>
	ロ 複雑なもの	<u>158点</u>
	2 (略)	
	注1・2 (略)	
M010～M014	(略)	
M015	非金属歯冠修復（1個につき）	
	1 レジンインレー	
	イ 単純なもの	<u>124点</u>
	ロ 複雑なもの	<u>176点</u>
	2 (略)	
M015-2～M016-2	(略)	
	(欠損補綴)	
M016-3	既製金属冠（1歯につき）	<u>200点</u>
M017	ポンティック（1歯につき）	(略)
	注 レジン前装金属ポンティックを製作した場合は、その部位に応じて次に掲げる点数を所定点数に加算する。	
	イ・ロ (略)	
	ハ 大臼歯部の場合	<u>60点</u>
M017-2	(略)	
M018	有床義歯	
	1 局部義歯（1床につき）	
	イ 1歯から4歯まで	<u>588点</u>
	ロ 5歯から8歯まで	<u>724点</u>
	ハ 9歯から11歯まで	<u>962点</u>
	ニ 12歯から14歯まで	<u>1,391点</u>
	2 総義歯（1顎につき）	<u>2,172点</u>
M019	熱可塑性樹脂有床義歯	
	1 局部義歯（1床につき）	

M009	充填（1歯につき）	
	1 充填1	
	イ 単純なもの	<u>104点</u>
	ロ 複雑なもの	<u>156点</u>
	2 (略)	
	注1・2 (略)	
M010～M014	(略)	
M015	非金属歯冠修復（1個につき）	
	1 レジンインレー	
	イ 単純なもの	<u>104点</u>
	ロ 複雑なもの	<u>156点</u>
	2 (略)	
M015-2～M016-2	(略)	
	(欠損補綴)	
	(新設)	
M017	ポンティック（1歯につき）	(略)
	注 レジン前装金属ポンティックを製作した場合は、その部位に応じて次に掲げる点数を所定点数に加算する。	
	イ・ロ (略)	
	ハ 大臼歯部の場合	<u>50点</u>
M017-2	(略)	
M018	有床義歯	
	1 局部義歯（1床につき）	
	イ 1歯から4歯まで	<u>584点</u>
	ロ 5歯から8歯まで	<u>718点</u>
	ハ 9歯から11歯まで	<u>954点</u>
	ニ 12歯から14歯まで	<u>1,382点</u>
	2 総義歯（1顎につき）	<u>2,162点</u>
M019	熱可塑性樹脂有床義歯	
	1 局部義歯（1床につき）	

イ	1 歯から4 歯まで	642点
ロ	5 歯から8 歯まで	866点
ハ	9 歯から11歯まで	1,080点
ニ	12歯から14歯まで	1,696点
2	総義歯（1 顎につき）	2,704点
M020	鑄造鉤（1 個につき）	
1	双子鉤	251点
2	二腕鉤	231点
M021	線鉤（1 個につき）	
1	双子鉤	220点
2・3	（略）	
M021-2	コンビネーション鉤（1 個につき） （削る）	（略）
M022	（略）	
M023	バー（1 個につき）	
1	鑄造バー	454点
2	屈曲バー	264点
注	（略）	
M024~M025-2	（略） （その他の技術）	
M026	補綴隙（1 個につき）	65点
注	（略）	
M027・M028	（略） （修理）	
M029	有床義歯修理（1 床につき）	252点
注1~4	（略）	
M030	有床義歯内面適合法	
1・2	（略）	
注1	2については、下顎総義歯又は区分番号M0 25に掲げる口蓋補綴、顎補綴に限る。	

イ	1 歯から4 歯まで	652点
ロ	5 歯から8 歯まで	878点
ハ	9 歯から11歯まで	1,094点
ニ	12歯から14歯まで	1,712点
2	総義歯（1 顎につき）	2,722点
M020	鑄造鉤（1 個につき）	
1	双子鉤	246点
2	二腕鉤	228点
M021	線鉤（1 個につき）	
1	双子鉤	212点
2・3	（略）	
M021-2	コンビネーション鉤（1 個につき） 注 二腕鉤の維持腕と拮抗腕にそれぞれ鑄造鉤と線 鉤を組み合わせて製作した場合に算定する。	（略）
M022	（略）	
M023	バー（1 個につき）	
1	鑄造バー	450点
2	屈曲バー	260点
注	（略）	
M024~M025-2	（略） （その他の技術）	
M026	補綴隙（1 個につき）	60点
注	（略）	
M027・M028	（略） （修理）	
M029	有床義歯修理（1 床につき）	240点
注1~4	（略）	
M030	有床義歯内面適合法	
1・2	（略）	
注1	2については、下顎総義歯に限る。	

2～5 (略)
M031～M041 (略)
第2節・第3節 (略)
第13部 歯科矯正

通則

1・2 (略)
第1節 歯科矯正料

区分

N000・N001 (略)
N002 歯科矯正管理料 (略)
注1 (略)

2 区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料、区分番号B000-4-2に掲げる小児口腔機能管理料、区分番号B000-4-3に掲げる口腔機能管理料、区分番号B000-6に掲げる周術期等口腔機能管理料(I)、区分番号B000-7に掲げる周術期等口腔機能管理料(II)、区分番号B000-8に掲げる周術期等口腔機能管理料(III)又は区分番号C001-3に掲げる歯科疾患在宅療養管理料を算定している患者に対して行った歯科矯正管理の費用は、別に算定できない。

3 (略)
N003～N028 (略)
第2節 (略)
第14部 病理診断

通則

1・2 (略)
O000 口腔病理診断料(歯科診療に係るものに限る。)
1・2 (略)
注1 1については、病理診断を専ら担当する歯科

2～5 (略)
M031～M041 (略)
第2節・第3節 (略)
第13部 歯科矯正

通則

1・2 (略)
第1節 歯科矯正料

区分

N000・N001 (略)
N002 歯科矯正管理料 (略)
注1 (略)

2 区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料、区分番号B000-6に掲げる周術期等口腔機能管理料(I)、区分番号B000-7に掲げる周術期等口腔機能管理料(II)、区分番号B000-8に掲げる周術期等口腔機能管理料(III)又は区分番号C001-3に掲げる歯科疾患在宅療養管理料を算定している患者に対して行った歯科矯正管理の費用は、別に算定できない。

3 (略)
N003～N028 (略)
第2節 (略)
第14部 病理診断

通則

1・2 (略)
O000 口腔病理診断料(歯科診療に係るものに限る。)
1・2 (略)
注1 1については、病理診断を専ら担当する歯科